

# 地方消費税の清算基準の抜本的見直し

平成29年8月

【担当省庁】総務省

## 現状と課題

- 平成29年度与党税制改正大綱では、「平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるために、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る」とされている。

平成29年度税制改正において、先鞭として人口の比率が2.5%引き上げられたが、平成30年度税制改正において抜本的見直しを実現すべきである。

【平成28年度までの清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業 収入額(H24経済センサ ス活動調査)	
人口基準		15%
従業者基準		10%



【平成29年度税制改正後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業 収入額(H24経済センサ ス活動調査)	
人口基準		17.5%
従業者基準		7.5%

- その際、最終消費の実態を反映すべき清算基準としては、需要側の統計を用いることが本来望ましいが、サンプル調査であること等を理由として用いられていない。

現行清算基準は、その代わりに商業統計や経済センサス活動調査といった供給側の統計に大きく依存しているが、これらは調査段階から中間消費が混入するなど、正確に最終消費を把握できる統計となっていない。

需要側の統計の代替りとしては、供給側の統計よりも人口を重視すべきである。

- 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」においても、「人口を重視した地方消費税の清算基準の見直し」として、「統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとする」とともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。」とされている。

## 国にお願いすること（具体的提言）

### 統計データの利用方法

- ① 供給側の統計データのうち**正確に都道府県別の最終消費を把握できていない以下のデータを除外**すること。

○商業統計（小売年間販売額）

**訪問販売、自販機販売、家電等の耐久財・半耐久財、ガソリン等**

※ 統計改革により**商業統計**が年次調査化されると同時に**サンプル調査化**される予定であり、その**場合には**現行商業統計よりも精度が落ちる**経済センサス活動調査**に乗り換えるのではなく、**小売年間販売額データ丸ごと除外**すべき。

○経済センサス活動調査（サービス業対個人事業収入額）

**知的サービス（学術研究、専門・技術サービス業）、物品賃貸業、通信教育、持ち帰り配達飲食サービス、医療・福祉、火葬・墓地管理業**

- ② 統計カバー外の**代替指標を人口に統一**（経済センサス基礎調査による**従業者数の利用を廃止**）すること。

**統計カバー外の消費の実態を分析すれば、ネット・カタログ販売類似の取引か、中間段階のモノの取引か、官公庁等の統計で人口との高い相関が認められるものに大別される。いずれについても代替指標は人口が適当。**

※ **従業者数の比率の導入経緯は、料理飲食等消費税等を統合して地方消費税が創設されたことに由来する。**

すなわち、当時は飲食サービスが殆どカバーされないなどサービスに係る統計カバー率が低かった一方で、統計カバー外のサービスの代替指標として従業者数の比率12.5%が導入された。そして、平成27年度税制改正以降、サービスに係る統計カバー率の向上を受けて、従業者数の比率は7.5%まで引き下げられた。

ただし、調整対象となった料理飲食等消費税等の代替として導入された経緯に基づけば、**地方消費税率が引き上げられていること（1%→1.7%）も勘案すべき**であり、その場合、従業者数の比率は、最大でも、税率を割り戻した4%強（平成31年10月予定の更なる引上げを反映すれば、3%強）でよいことになる。

また、地方消費税創設以降の**サービスに係る統計カバー率**の向上のうち平成27年度税制改正に至るまでの**未反映分が10%ポイント以上あり、うち飲食サービスの統計の充実だけでも約5%ポイントあることも勘案すべき**であり、結局、地方消費税創設時の経緯に基づけば**従業者数の比率を存置する理由は消滅している**ことになる。

### 人口の比率

①による統計カバー率（現行75%）の低下及び②による従業者数の廃止により、**人口の比率を60%（上記①※の統計改革の動きを踏まえ、商業統計がサンプル調査化されるのであれば80%）以上にまで引き上げる**こと。